

2019年4月吉日

健康診断ご担当者様

### 健康診断受診に際しての同意確認

2005年4月から、個人のプライバシー権を保護する個人情報保護法が施行されました。

これに伴い、健康診断の受診に際しても、受診者の皆様の同意をいただくことになりました。

ご同意をいただく必要がある事項は以下の点です。

- ① 受診者一人ひとりの健康管理や職場での安全衛生配慮を行うため、健康診断を実施し、個人の健康に関する個人情報（個人データ）を採取・収集させていただきますこと。
- ② 受診者の健康に関する情報が、受診者の雇用者や所属の健康保険組合および保険者に情報提供され、個人の健康管理や職場での労働安全衛生活動等に利用されること。
- ③ 健康診断の結果に異常が発見され、再検査・精密検査を行う必要が生じた場合、検査機関へそれら健康診断結果情報（健康情報）が提供されること。

つきましては、このたびの健康診断受診に際しては、上記の趣意を従業員の皆様にご同意いただいたうえでお申込みくださるようお願いいたします。

受診行為が行われたことによって、受診者の方が同意して受診されたと見なします。ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

宝塚商工会議所  
公益財団法人 兵庫県健康財団